令和7年度版

松本労働基準監督署の滑らない話

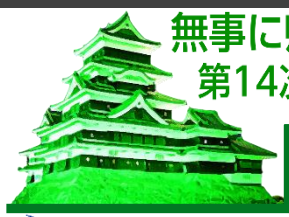

無事に帰すそして無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画

厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署

◆「冬季転倒災害撲滅1か月チャレンジ」の取組を！

トウ（1月10日）　テン（2月10日）　チャレンジ期間（1月10日から2月10日）

12/1～12/9	12/10～R8/1/9	1/10～2/10	2/11～3/10	3/11～3/31
	アイドリング期間	チャレンジ期間	フォローアップ期間	

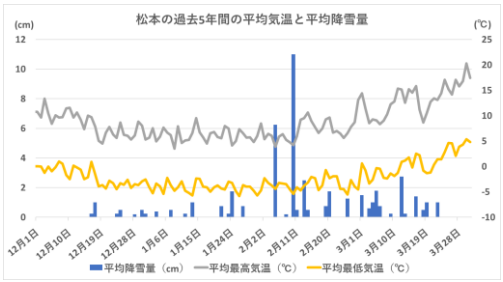

アイドリング期間：転倒災害防止対策の準備と気象状況に応じて実施

チャレンジ期間：重点的に冬季による転倒災害防止に取り組み冬季転倒災害撲滅を目指す

フォローアップ期間：前期間中及び以降の気象状況を考慮したうえで継続的に取り組む

◆1月を中心に冬季間は労働災害が増加します！

松本署管内で過去20年間（平成17年～令和6年）に発生した休業4日以上の労働災害（7334人分、但し新型コロナ関連を除く）を発生月別に集計すると、月平均の被災者数611人に比べ、冬季間（12月～3月）は多発傾向にあります。

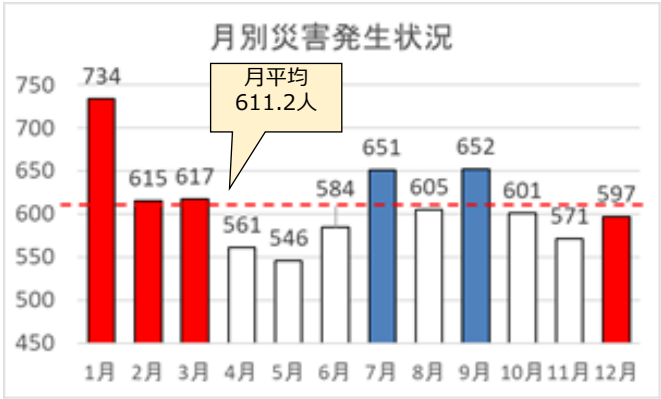

◆冬季特有の労働災害といえば「転倒」災害！

冬季間は転倒災害が多発します。

冬季間に発生した全災害2563人のうち826人（32.2%）を転倒災害が占めています。特に12月～2月は転倒災害の月平均被災者数150人を大きく上回る人数となっており、注意が必要です。

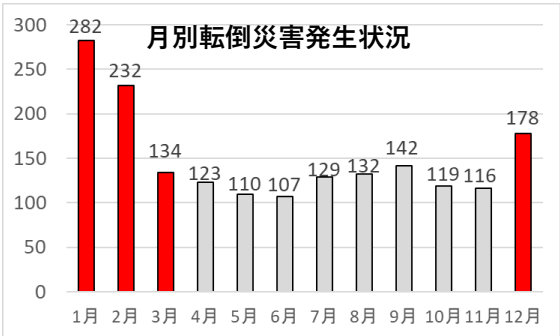

なお、松本地点の過去5年間の気象状況を確認すると、12月10日頃から気温が下がり、降雪が発生し、降雪量も増加し、そのピークは2月初旬頃となっています。

◆冬季転倒災害は50歳以上の労働者に多発傾向!

冬季における転倒災害では男女ともに50歳以上の労働者の発生割合が増加します。

男性の、50歳以上労働者の被災割合は59.5%ですが、女性では77.6%と、女性全体の3/4を占めるに至っており、特に50歳以上の女性労働者は転倒災害に、より注意が必要です。

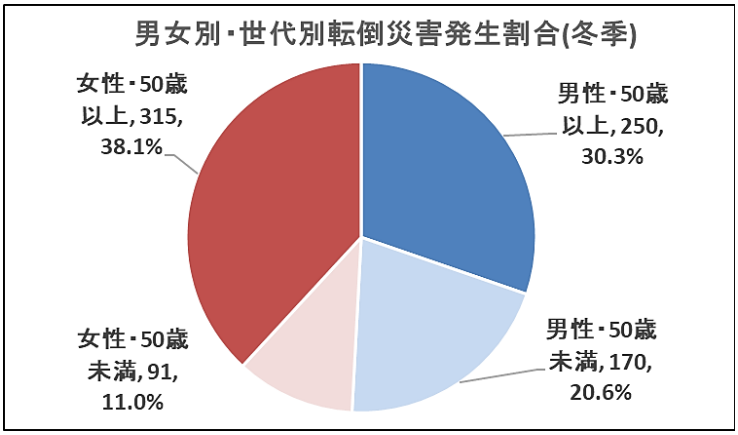

◆「たかが転倒」と侮るなかれ!

冬季における転倒災害では、男女ともに「骨折」した事例が最も多く、男性のうちの62.6%、女性では73.2%が骨折です。

負傷した部位は、男性は「足首」「ひざ」「足・足指」、女性は「手首」「ひざ」「足首」が目立ち、女性の「手首」の負傷は他の部位と比べて、2倍以上発生しています。

手足を骨折すると2～3カ月の療養を要するケースとなることが多く、仕事のみならず、家庭生活や車の運転等にも支障が生じます。

作業に支障がなければ、手首、ひざ、足首等の「関節」部分に保護サポーターやプロテクター等を装着することで、万が一に転倒し「骨折」したかもしれない場面であっても「打撲」や「捻挫」等で済むよう傷病程度を低減させる対策も有効です。

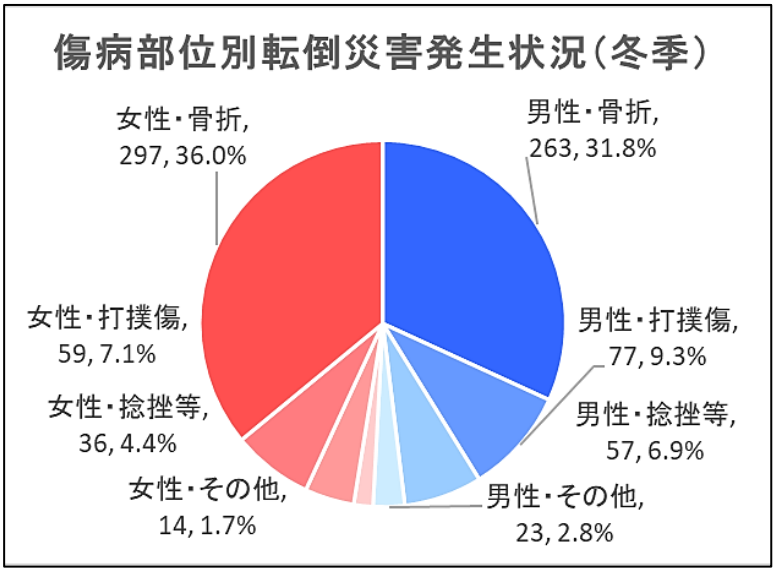

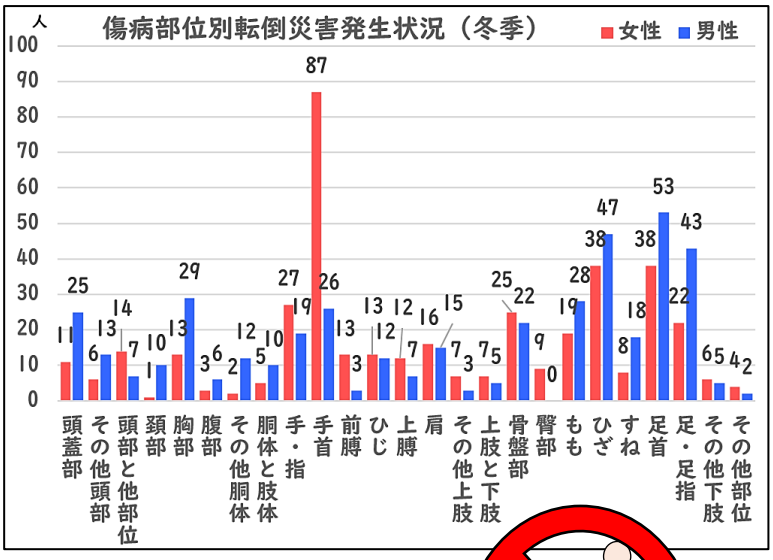

◆冬季転倒災害防止には「すべり」対策が重要!

①駐車場内や通用口付近等での転倒が目立ちます。これらの場所はこまめに除雪しましょう。特に凍結しやすい通路には融雪マット等の設置や、防滑塗装を施すことも効果的です。また、駐車場から事業場施設まで、ほんのわずかな距離であっても、滑りにくい靴を履いて移動する等の対策が大切です。
②暗い通路には照明器具を設置するようにしましょう。暗い場所を通行する人は懐中電灯等を携行するのもよいでしょう。
③「配達」「送迎」等の屋外型業務では、担当労働者に膝・肘パットを着用させる等の二次的な対策も検討してください。
④トレッキングシューズのように溝が深くても靴底の固いものは凍結路面では滑りやすい場合があります。冬の靴選びは、溝の深さだけでなく、柔らかい靴底であることが重要です。
⑤大雪や低温等の悪天候が予想されるときは、出勤時間を遅くする、退勤時間を早める等の対応により、労働者が安全に通勤できるよう配慮しましょう。

柔らかいゴムを使った靴底は、路面に対する接着力が強いため滑りにくくなっています。

滑り止め材が混ざっている靴底は、ヤスリのように路面をひっかくので、より滑りにくくなっています。

事業所の敷地内などにおける凍結等危険箇所について周知を図りましょう！

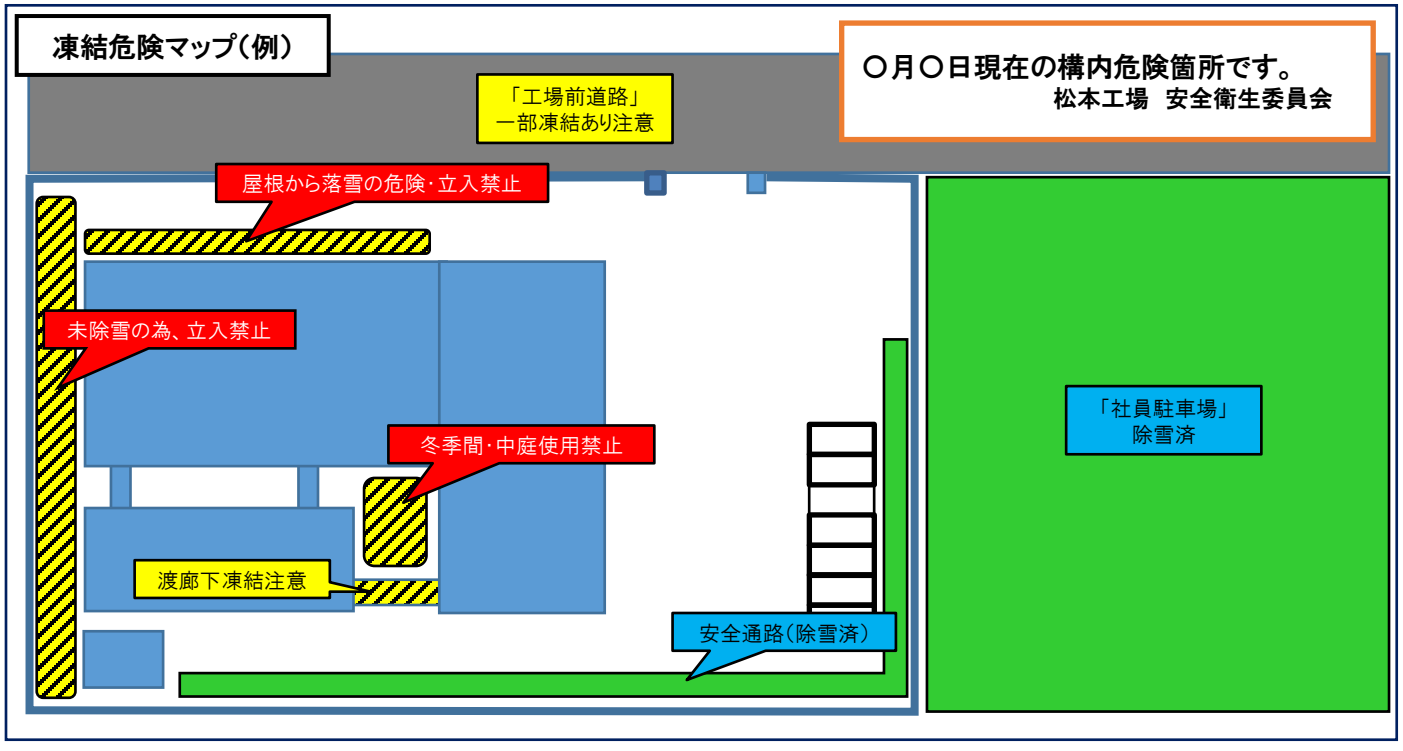

冬季労働災害防止運動実施中

（令和7年12月～令和8年3月）

期間中における3つのポイント

①**転倒災害の防止**（例：凍結防止、滑りにくい靴）
②**交通事故の防止**（例：冬用タイヤの早め装着・磨耗の点検）
③**除雪時等の災害防止**（例：屋根上での墜落制止用器具の使用）

一般社団法人 松本労働基準協会

無事に帰す そして 無事に帰る
第14次労働災害防止推進計画

厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署